**会　　　　議　　　　録**

|  |  |
| --- | --- |
| 会議の名称 | 新座市新座ブランド認定審査会（令和６年度第１回） |
| 開催日時 | 令和６年７月１１日（木）午後２時から午後２時５０分まで |
| 開催場所 | 新座市役所本庁舎５階　第１委員会室 |
| 出席者 | 新座市長　並木　傑委員　小林　三智子、大久保　誠太郎、梶原　淳、津川　清美みきママ、𠮷原 礼子、鶴見　明生、新井　順子　　　以上９名 |
| 市職員（事務局） | 総合政策部長　永尾　郁夫副部長兼シティプロモーション課長　増田　順子副課長兼魅力創造係長　平田　香織主任　藤田　智美　主事　木元　絵理 |
| 会議内容 | １　開会２　市長挨拶３　委員委嘱・自己紹介４　議事　⑴　会長及び副会長の選出について　⑵　新座ブランド認定事業について　⑶　事業スケジュール及び審査について　⑷　その他５　閉会 |
| 会議資料 | １　次第２　資料１　新座市新座ブランド認定審査会委員名簿３　資料２　新座ブランド認定品パンフレット（平成３０年２月発行）４　資料３　新座ブランド認定品チラシ（令和５年１０月発行）５　資料４　新座市新座ブランド認定審査会条例６　資料５　新座市新座ブランド認定事業実施要綱７　資料６　新座ブランド認定スケジュール（令和６年度・令和７年度）８　資料７　新座ブランド認定に係る審査基準及び審査取扱方針９　資料８　新座ブランド認定審査　集計結果（委員８名分）平成２７年度認定の例 |
| 公開・非公開の別 | １　公開　２　一部公開　３　非公開（傍聴者　０人） |
| その他の必要事項 |  |
| 審　　議　　の　　内　　容　　（審議経過、結論等） |
| １　開会２　市長挨拶３　委員委嘱・自己紹介　　委嘱状を机上配付した。　　資料１に基づき自己紹介を行った。４　議事　⑴　会長及び副会長の選出について　　　会長に十文字学園女子大学の小林委員、副会長に新座市産業観光協会の津川委員に決定した。　⑵　新座ブランド認定事業について　　　ア　新座ブランド認定事業の経緯　　　　資料２～５、資料７に基づき、事務局から説明　　イ　第２回認定事業について・　認定の有効期間は４年となっており、本来であれば更新のタイミングで新しい認定事業を実施したかったが、予算の都合上、見送ってきた。　　　・　その間、市議会議員から第２回認定品に関する提案がなされたり、市内の事業者から問合せが寄せられたりしたことから、一定の市民要望があると考え、令和７年度に市制施行５５周年を迎えるタイミングに、第２回となる認定事業を実施することとした。・　第１回認定事業同様、新座市新座ブランド認定審査会条例に基づき審査会を開催し、審査、認定及び報告書作成までを行う。　　　・　審査会委員については改めて選考させていただいたが、第１回と大きく異なる点は、市民の区分で公募を採用した点である。　⑶　事業スケジュール及び審査についてア　令和６年度・令和７年度のスケジュールについて　　資料６に基づき、事務局から説明イ　認定の有効期間について　　　・　認定の有効期間は４年・　平成２７年１１月１日に認定した認定品は、４年ごとに更新を行い、これまで１０品全て認定更新している。・　第１回の認定品の有効期間は令和９年１０月３１日までであったが、第２回の有効期間となる令和１１年３月３１日に併せ、有効期間を延長した。これにより、第１回と第２回の認定の有効期間は令和１１年３月３１日までで統一された。　　ウ　審査について　　　　資料７、資料８に基づき事務局から説明　　　・　基準及び取扱方針に記載はないが、各委員は、御自身が関係する事業者が応募する場合は、事務局まで連絡をお願いする。また、これ以外であっても、ほかの委員に対して何らかの働き掛けをすることや、応募事業者に対する個人的な感情による評価など、公正な審査ではないと思われるようなことは慎んでいただきたい。　　　・　本日の会議録への記録をもって、委員全員の申合せとしていただくようお願いする。　　　（委員）私が気に入っているパン屋などに申請してはどうかと働きかける時に、お渡しできる資料があるとよいと思う。　　　（事務局）新座ブランド認定スケジュール（資料６）の９月・１０月のところを参照いただきたい。９月・１０月に認定品の募集をさせていただく予定となっており、広報にいざはじめ、SNS等でも周知し、広く募集したいと思っている。また、募集チラシも作成するため、チラシ完成後は委員の皆様にもお渡ししたい。市内事業者にお声掛けの際は、本チラシをお渡しいただければと思う。しかしながら、審査の段階では感情が入らないよう公正な立場で御対応いただきたい。　　　　　なお、９月中は「他薦」として、市民からの推薦も受け付ける。　　　（委員）第１回認定時は募集を「食分野の商品」と限定していた。今回は限定していないのか。　　　（事務局）第１回認定時と同様に「お土産になる『食』分野の商品」で募集を行う。　　　（委員）第１回で１０品目認定されている。既に認定されているものは、今回は応募対象ではなくなるのか。　　　（事務局）既に認定されている品は対象外となるが、第１弾で認定を受けた事業者であっても、別の商品の応募であれば審査対象とさせていただく。　⑷　その他　　　第２回、第３回の会議日程について　　　「新座ブランド認定審査会（令和６年度）第２回・第３回会議の日程調整ヒアリングシート」を７月１７日（水）までに御提出いただくようお願いする。　　５　閉会　　 |